

ごみ処理手数料の見直しについて

1 ごみ処理の有料化等の経緯

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、ごみ排出量を抑制し、最終処分場を確保するため、クリーン北広島推進審議会からの答申等をもとに、平成20年(2008年)10月から有料化(指定ごみ袋、粗大ごみの戸別収集等の導入)を開始しました。

その後、ごみ処理の広域化(焼却処理)について継続して検討し、平成26年2月に道央廃棄物処理組合が設立され、令和6年(2024年)4月からの焼却処理に向けて、可燃ごみ等の新たな分別区分の設定や手数料の検討が必要となったことから、これまで手数料の見直しは見送られてきました。

現在の手数料については、ごみの減量効果を主目的として手数料を設定し、資源ごみを除き1リットル当たり2円としています。

生ごみについては、平成23年(2011年)4月から分別を開始していますが、手数料は1リットル当たり2円と普通ごみ等と同額にしています。これまで、生ごみの手数料を他の有料ごみよりも安価にした方が分別が促進されるのではないかと、もっと小さな袋を作れないか等の意見を市民からいただいておりますが、袋を安価にした場合の異物混入や小さな袋は破袋できないなどの問題等があり、バイオガス化施設の故障の原因となるおそれがあることから、これらの施策は実施していません。

なお、減量努力では対応できない紙おむつ等が大量に出る乳幼児がいる世帯や要介護者に対しては手数料助成を行っています。

●現在の家庭系ごみ処理手数料

- ・ 1リットル 2円
- ・ ごみ処理券 80円
- ・ 直接搬入 10kg 80円

(2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、平成 14 年（2002 年）に有料化を開始しましたが、処理手数料の原価計算による収支状況の均衡を考慮し、近隣自治体と比較しても手数料が安価であったことから、再度、処理費用について積算したうえで、平成 29 年（2017 年）4 月に事業系一般廃棄物処理手数料の改定を行いました。

なお、事業系生ごみの処理手数料については、分別促進のため、手数料を改定せずに据え置きとしました。

事業系一般廃棄物は、事業者側に排出責任がありますが、地域振興や市内の中小事業者の負担等を考慮し、処理費用を市と事業者が折半しています。

●現在の事業系ごみ処理手数料

- | | | |
|------------|-------|-------|
| ・ 事業系一般廃棄物 | 10 kg | 118 円 |
| ・ 分別された生ごみ | 10 kg | 86 円 |

(3) 産業廃棄物

産業廃棄物については、事業系一般廃棄物と同様に平成 29 年（2017 年）4 月に原価計算による収支状況を考慮し、改定を行いました。

産業廃棄物については、事業者側に排出責任があることから、全額負担としています。

●現在の産業廃棄物処理手数料について

10 kg	237 円
-------	-------

2 見直しの基本的な考え方

(1) ごみ減量化等の推進

令和3年3月に北広島市一般廃棄物処理基本計画を改定し、ミックスペーパーの拠点増加や生ごみの分別促進施策を行っていますが、1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は目標値が550gであるところ、令和元年度(2019年度)は582gとなっており、目標値を32g上回っています。

昨年度の審議会で、減量化施策の一つとして、事業系ごみ処理手数料の見直しについて検討が必要である旨答申をいただいているとともに、ごみ処理全体の適正な費用負担による排出量の抑制を図るため、家庭系ごみ処理手数料や産業廃棄物処理手数料も含めた総合的な検討を行います。

(2) ごみ処理費用の負担の適正化

ごみの排出量に比例した手数料を排出者が負担することにより、負担の公平化を図るとともに、減量化やリサイクルに積極的に取り組む人へのインセンティブについて検討します。

(3) 安定的なごみ処理体制の維持

ごみ処理費用は年々増加しているため、手数料収入を活用し、ごみ処理広域化に伴う焼却処理に対応した体制を確立するとともに、ごみの減量化・資源化を促進し、最終処分場に埋め立てられるごみの量や最終的に焼却されるごみの量の抑制に努めます。

(4) 家庭系ごみの自己搬入の抑制

クリーンセンターへの家庭系ごみの自己搬入量及び件数が年々増加しており、これ以上増加すると施設運営に支障が生じかねないことから、ごみステーションに排出できるごみについては、クリーンセンターへの搬入を控えるよう促し、自己搬入件数を抑制する必要があります。

(5) 近隣自治体との比較

原価計算や収支状況を積算したうえで、他の道央廃棄物処理組合の構成自治体や近隣自治体との手数料に差がある場合については、その理由や考え方を整理する必要があり、均衡を図る場合は、見直しにより期待する効果(最終処分場の埋立量及び最終焼却量の減量化、費用負担の公平性等)に影響が出ないか検討する必要があります。

表 1 家庭系生ごみ及び事業系生ごみの収集量

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
家庭系生ごみ (トン)	1413.37	1410.78	1375.95	1369.16	1384.02
事業系生ごみ (トン)	81.95	379.61	383.91	388.23	389.28

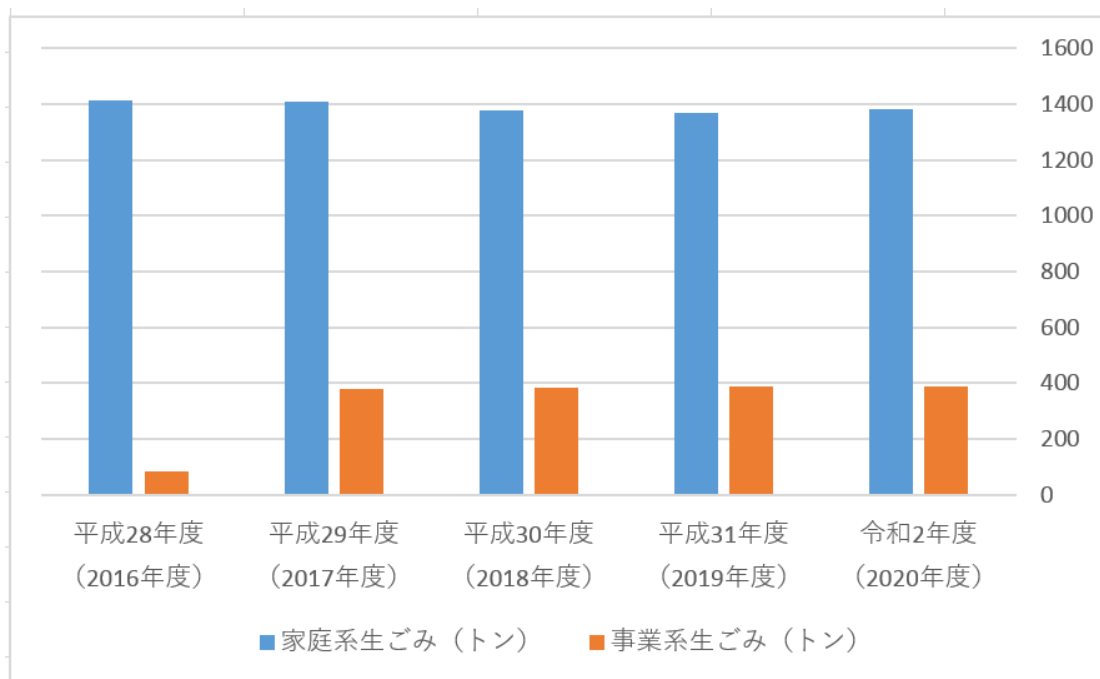


図 1 家庭系生ごみ及び事業系生ごみの収集量

※図表の説明

家庭系生ごみについては、ここ数年横ばいの傾向が続いており、このことから、分別に対する意欲のある方には既に分別が浸透してきていると思われます。しかし、組成分析では、普通ごみの中に生ごみが3割程度含まれていることから、分別できていない方の分別をどれだけ促進できるかが非常に重要なポイントと考えます。

事業系生ごみについては、令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業系ごみの総排出量が大きく減少する中で、ほぼ横ばいの状況が続いていますが、令和3年度(2021年度)については、クリーンセンターやアクア・バイオマスセンターでの展開検査の実施により更に分別が促進される見込みとなっています。

表 2 家庭ごみ自己搬入量及び件数（クリーンセンター）

	平成20年度 (2008年度)	平成23年度 (2011年度)	平成26年度 (2014年度)	平成29年度 (2017年度)	令和2年度 (2020年度)
家庭ごみ自己搬入量（トン）	406	538	1,022	1,263	1,462
家庭ごみ自己搬入件数（件）	2,985	7,976	16,742	22,596	25,589

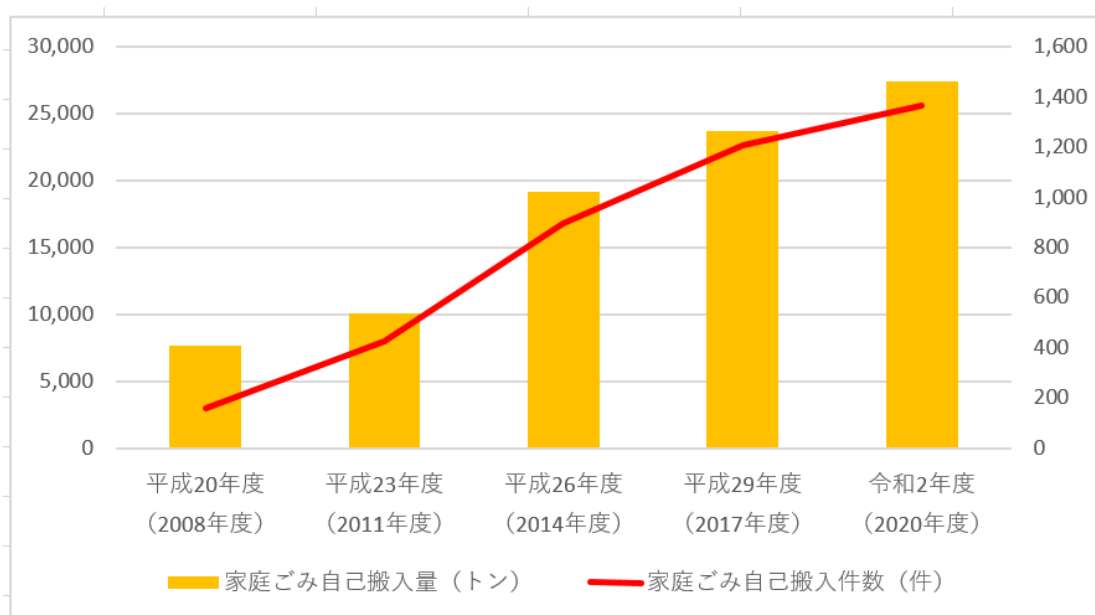


図 2 家庭ごみ自己搬入量及び件数（クリーンセンター）

※図表の説明

令和2年度（2020年度）のクリーンセンターの自己搬入量は、平成20年度（2008年度）と比較して、約3.6倍に増加していますが、自己搬入件数は約8.6倍と更に大幅な増加となっており、1件当たりの平均重量が小さくなっていることが読み取れます。

そのため、クリーンセンターで受け付ける引っ越し等の一時的に大量に出るごみや粗大ごみだけでなく、ごみステーションに出すことができる少量のごみを自己搬入するケースが多いことが大きな課題となっています。

今年の10月からクリーンセンターの自己搬入基準を厳格化し、分別されていないごみは受け付けない、また、ごみステーションに出せるごみはごみステーションに出すよう利用者に促していますが、依然として大きな課題となっています。

3 ごみ処理経費と手数料収入

表3 ごみ処理経費に占める手数料収入の割合

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)
ごみ処理経費※1	652,854	677,171	695,895	718,056	747,873	960,000
手数料収入	167,849	188,218	184,213	195,877	181,258	168,210
割合	26%	28%	26%	27%	24%	18%

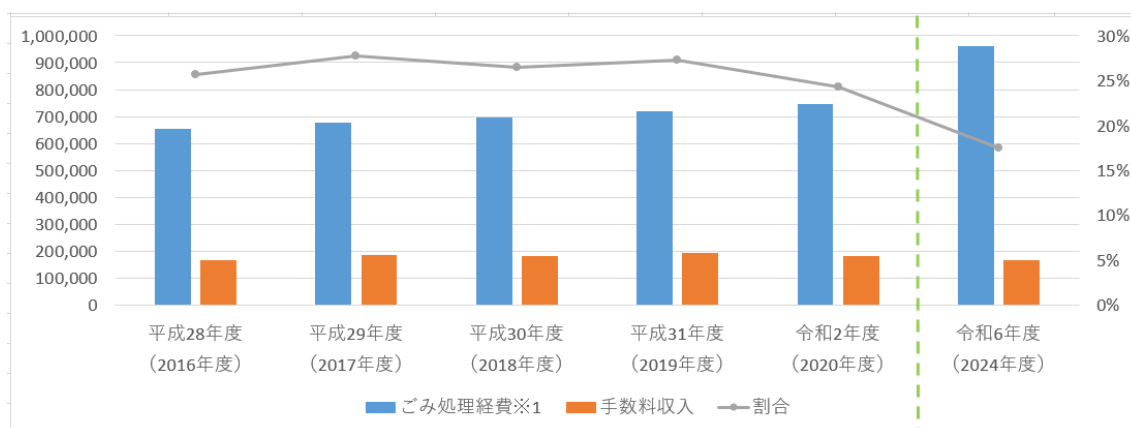


図3 ごみ処理経費に占める手数料収入の割合

※1 ごみ処理経費については、手数料を財源として充当している等の経常的事業費の合計額

※図表の説明

平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)までの過去5年間と広域による焼却処理が開始される令和6年度(2024年度)のごみ処理経費に占める手数料割合を示しています。

令和2年度(2020年度)までの割合は25%前後で推移していますが、令和6年度(2024年度)には、18%程度まで減少する見込みとなっています。

4 見直しのスケジュール(予定)

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
・審議会での審議 ⇒答申 ・市の方針決定	・市民説明会等 ・パブリックコメント (※条例改正)	・市民説明会等	・広域処理の開始 (※新手数料の施行)

道内自治体手数料まとめ															
		家庭系					事業系		産業廃棄物		備考				
		可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	自己搬入	自己搬入	自己搬入	自己搬入						
1	網走市	(3.2) 円/L	3.2 円/L	1.6 円/L	1.6 円/L	※ 円/10 k g	100 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	※100 k g まで800円、100 k g を超えた分は80円/10 k g					
2	士別市	3 円/L	3 円/L	7 円/L	2 円/L	102 円/10 k g	102 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
3	登別市	3 円/L	3 円/L	円/L	0 円/L	※ 円/10 k g	※ 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	※100 k g まで800円、100 k g を超えた分は80円/10 k g					
4	釧路市	2.6 円/L	2.6 円/L	円/L	0 円/L	84 円/10 k g	84 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
5	赤平市	2.5 円/L	2.5 円/L	8.3 円/L	※ 円/L	120 円/10 k g	120 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	※資源ごみは品目や容量により単価が変化 0.2~0.5円/L					
6	芦別市	2.5 円/L	2.5 円/L	8.3 円/L	※ 円/L	120 円/10 k g	120 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	※資源ごみは品目や容量により単価が変化 0.24~0.33円/L					
7	滝川市	2.5 円/L	2.5 円/L	8.3 円/L	※ 円/L	120 円/10 k g	120 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	※資源ごみは品目や容量により単価が変化 0.2~0.5円/L					
8	名寄市	2.1 円/L	2.1 円/L	円/L	0 円/L	84 円/10 k g	84 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	炭化ごみの自己搬入は126円/10 k g					
9	恵庭市	2 円/L	4 円/L	2 円/L	0 円/L	231 円/10 k g	231 円/10 k g	※ 円/10 k g	円/10 k g	令和4年4月から家庭系可燃ごみが3円/L 事業系自己搬入は可燃128円/10 k g、生ごみ98円/10 k g、資源ごみ114円/10 k g ※産業廃棄物は可燃ごみ400円/10 k g、不燃ごみ509円/10 k g					
10	室蘭市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	※ 円/10 k g	※ 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	令和4年4月から可燃ごみ不燃ごみともに3円/L ※100 k g まで500円、100 k g を超えた分は50円/10 k g					
11	旭川市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	156 円/10 k g	156 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	事業系自己搬入は可燃83円/10 k g					
12	石狩市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	80 円/10 k g	120 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
13	岩見沢市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	100 円/10 k g	100 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
14	歌志内市	2 円/L	2 円/L	8.3 円/L	※ 円/L	130 円/10 k g	130 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	※資源ごみは品目や容量により単価が変化 0.38~0.75円/L					
15	江別市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	120 円/10 k g	150 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	令和4年10月から家庭系自己搬入150円/10 k g 事業系自己搬入200円/10 k g					
16	小樽市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
17	北広島市	(2) 円/L	2 円/L	2 円/L	0 円/L	80 円/10 k g	118 円/10 k g	237 円/10 k g	円/10 k g	事業系生ごみは86円/10 k g					
18	北見市	2 円/L	2 円/L	2 円/L	0 円/L	50 円/10 k g	100 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
19	札幌市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	200 円/10 k g	200 円/10 k g	※ 円/10 k g	円/10 k g	自己搬入の資源ごみは家庭系・事業系ともに130円/10 k g ※産業廃棄物は資源130円/10 k g、可燃・埋立ごみ200円/10 k g、廃石綿360円/10 k g					
20	砂川市	2 円/L	2 円/L	8.3 円/L	※ 円/L	130 円/10 k g	130 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	※資源ごみは品目や容量により単価が変化 0.5~1円/L					
21	伊達市	2 円/L	2 円/L	2 円/L	0 円/L	※ 円/10 k g	※ 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	※100 k g まで500円、100 k g を超えた分は50円/10 k g					
22	千歳市	2 円/L	2 円/L	円/L	1 円/L	60 円/10 k g	180 円/10 k g	260 円/10 k g	円/10 k g						
23	苫小牧市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	140 円/10 k g	140 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
24	函館市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	26.4 円/10 k g	103.4 円/10 k g	156 円/10 k g	円/10 k g						
25	美唄市	2 円/L	2 円/L	2 円/L	0 円/L	101 円/10 k g	101 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
26	深川市	2 円/L	2 円/L	5.7 円/L	0 円/L	130 円/10 k g	130 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
27	三笠市	(2) 円/L	2 円/L	0 円/L	0 円/L	40 円/10 k g	160 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
28	紋別市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	40 円/10 k g	70 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g						
29	夕張市	2 円/L	2 円/L	円/L	0 円/L	※ 円/10 k g	※ 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	※自己搬入は家庭系・事業系ともに最大積載量により1600円~33000円					
30	留萌市	2 円/L	2 円/L	8.3 円/L	0 円/L	160 円/10 k g	160 円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	自己搬入の生ごみは家庭系・事業系ともに210円/10 k g					
31	稚内市	2 円/L	2 円/L	2 円/L	0 円/L	25 円/10 k g	55 円/10 k g	85 円/10 k g	円/10 k g						
32	長沼町	1.5 円/L	2 円/L	2 円/L	0.5 円/L	円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	円/10 k g	令和5年4月から可燃ごみが2円/L					

33	南幌町	1.5	円/L	2	円/L	2	円/L	0.5	円/L		円/10 k g		円/10 k g		円/10 k g	令和5年4月から可燃ごみが2円/L
34	由仁町	1.5	円/L	2	円/L	2	円/L	0.5	円/L		円/10 k g		円/10 k g		円/10 k g	令和5年4月から可燃ごみが2円/L
35	根室市	1.5	円/L	1.5	円/L		円/L	0	円/L	31.5	円/10 k g	31.5	円/10 k g	126	円/10 k g	産業廃棄物の計量は20 k g 単位
36	栗山町	※1	円/L	※2	円/L	※3	円/L	※4	円/L	80	円/10 k g	80	円/10 k g		円/10 k g	※1 可燃ごみは0.29～0.32円/L ※2 不燃ごみは1.75～1.8円/L ※3 生ごみは2.22～3.33円/L ※4 資源ごみは0.35～0.5円/L 自己搬入は100 k g 単位で計量のため最低料金が800円
37	富良野市	0	円/L	0	円/L	0	円/L	0	円/L	0	円/10 k g	0	円/10 k g		円/10 k g	
38	北斗市	0	円/L	0	円/L	0	円/L	0	円/L	0	円/10 k g	176	円/10 k g		円/10 k g	

() がついているところは可燃ごみではなく埋立等の混合ごみ